



日弁連中小企業法律支援センターが設立10周年を迎えた。日本弁護士連合会と中小企業庁は、同センター設立当初から、中小企業支援について連携し、これまでに6つの共同コミュニケを発表してきた。

同センター設立10周年の節目に当該分野の行政トップである中小企業庁長官と、日弁連会長が中小企業法務支援について振り返り、今後の在り方を協議した。(2022年(令和4年)6月30日実施)

### ——日本経済の屋台骨である中小企業をどう支えるか

**小林** 中小企業は日本経済の屋台骨であり重要な存在です。最近ではコロナや経営者の高齢化に加えて、ウクライナ侵攻の関係もあり原油高・円安といった中で、中小企業の経営環境はとても厳しい状況にあります。そういった中で中小企業庁としての中小企業支援の方向性・方策等についてお話しいただけますでしょうか。

**角野** 中小企業庁はこれまで様々な給付金や補助金、無利子・無担保融資など、足下の事業継続に向けた措置を講じてきました。倒産件数はここ57年で最も少ない状況に抑えられています。

ただ、今後はウィズコロナ、ポストコロナの時代となり、また、物価高騰の局面を迎えるなど、中小企業にとっては大きな構造変化の波に直面していくことになります。中小企業経営者の方々がそういった波を乗り越えていけるよう、私どもは自己変革に取り組む中小企業を応援す

るための取組、支援に注力していきたいと考えています。

### ——中小企業支援において期待される弁護士の役割とは

**小林** 2007年に中企庁と日弁連の最初の共同コミュニケを発表し、その後もその時々的重要な課題に対処するべく、これまでに合計6回の共同コミュニケを発表してきました。日弁連では、2017年の定期総会で、「中小企業・小規模事業者に対する法的支援を更に積極的に推進する宣言」を決議し、弁護士会をあげて中小企業支援に全力で取り組むことを確認しています。中小企業庁としては、士業、そしてその中でも弁護士に、どのような支援・役割を期待されていますか。

**角野** 日々、様々な課題に直面する経営者に対し、弁護士が伴走支援をしたり、あるいは経営者に寄り添って相談に応じてくれることは、中小

企業庁としても心強く感じています。

中小企業庁が運営する経営革新等支援機関の認定制度には、金融機関や商工団体、税理士等の士業などの中小企業を支援する機関が、現時点で3万4千認定されており、弁護士も約700強の先生方が認定されております。経営革新等支援機関による支援の一翼を担っていただいております、感謝を申し上げます。

特に弁護士の先生方に期待することは、やはり、事業承継や事業再生の場面においては、法務の専門的な知識が求められる場面も多いことから、そうした場面での弁護士の支援であり、引き続き連携を強化していただきたいと考えています。

### ———中小企業の事業承継は待ったなしの課題。そこに弁護士という専門家が入ること で安心感が得られる。

**小林** さきほど長官がおっしゃられた事業承継の関係ですが、直近の共同コミュニケは事業承継に関するものでした。中小企業の高齢化、後継者不在に加え、コロナの影響もあり、事業承継は喫緊の課題です。中小企業庁は事業承継に関しどのような支援を行っているか、簡単にご紹介いただけますか。

**角野** 事業承継は待ったなしの課題だと認識しており、中小企業庁としても、事業承継に関連する税制や、士業等の専門家の活用を支援する補助金の整備など、事業承継支援策を充実させてきました。

また、ガイドラインの整備にも力を入れています。例えば、M&Aによる第三者承継の場合、譲り渡し側と譲り受け側との間のトラブルや仲介会社の利益相反の問題などがあり得ることから、2020年3月に主に譲り渡し側やM&A支援機関向けに基本的な情報をまとめた「中小M&Aガイドライン」を公表しました。また、譲

り受け側による承継後のマネジメントも重要であることから、2022年3月に「中小PMIガイドライン」を公表しました。

中小企業庁と日弁連の共同コミュニケに基づき、2021年度には7地域における事業承継・引継ぎ支援センターと弁護士会とで、覚書を締結したり、共同勉強会を31回開催したりするなど、連携に向けた取組みが浸透してきています。事業承継・引継ぎ支援センターの案件に対し、弁護士が支援した連携案件は18件あり、そのうち6件は事業承継が無事に成立しています。連携案件については「弁護士という専門家が入ることで契約の際の安心感が高まった」あるいは「契約書や契約に必要な手続きをチェックしてもらうことで事業承継を円滑に進めることができた」と、前向きな意見も聞かれているところです。引き続き、連携を強化し、弁護士による支援のさらなる充実をお願いしたいと考えています。

**小林** 事業承継は、本来の中小企業の活動と大きく異なり、法務、財務、税務など、複雑な課題があります。法的リスクの多い取引行為もありますし、デューデリジェンス時に法的な観点からのチェックも必須です。ぜひ、弁護士を活用していただきたい分野だと考えています。M&Aにおいて、契約書のひな形などもありますが、ひな形はあくまでも一般的なものであり、やはり譲渡する側あるいは譲り受ける側の個別の要望を聴き取りながら契約書に反映させていくことが大切です。そこではやはり顔の見える形での



相談と、その上での契約書のチェックが必要であり、弁護士がM&Aにかかわるようにしていただきたいです。

昨年の共同コミュニケで事業承継・引継ぎ支援センターとの連携強化をし、我々も取組を進めています。中小企業庁・中小機構・日弁連での三者協議も2～3か月に1度くらいのペースでさせていただき、課題の把握や対応策を協議させていただいています。日弁連内でも、M&A支援ができる弁護士の養成、研修や、OJTを通じた知見の習得支援に取り組んでいるところです。  
**角野** 人材育成は非常に重要であり、その点についてもぜひ協力をさせていただきたいと思えます。

### ———コロナ禍の事業再生局面において弁護士が果たす役割とは

**小林** コロナの影響もあり過剰債務の負担に苦しむ事業者も増えています。事業者の再生局面で、弁護士の関与が必要であると思えますが、どのような役割を期待しておられますか。

**角野** コロナも長期化し、事業者の債務の問題はますます重要になってきています。既に5割以上の事業者がコロナ融資の返済を始めていますが、一方で債務の過剰感を持つ事業者も増えてきております。これに対応すべく、2022年3月に金融庁・財務省とも連携の上で、「中小企業活性化パッケージ」を策定しました。特徴は、収益力改善フェーズ、事業再生フェーズ、再チャレンジフェーズという3つのフェーズで支援していく構成になっているところです。各都道府県に1つ、中小企業活性化協議会を設置し支援を開始しています。

そのような中、弁護士による支援に非常に期待していることが2つあります。1つは、事業再生局面での事業再生計画の作成です。いわゆる405事業を活用しながら、今年3月に発表し



た「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づいて計画を策定した場合に費用を厚く補助する制度を作りましたが、こういった事業再生の計画づくりの場面において弁護士にも積極的に支援いただけるとありがたいです。それに対しては我々もしっかり支援をしていきたいと思っています。

2つめが再チャレンジフェーズです。ややもすると、中小企業経営者は個人保証もあることから、廃業＝個人破産となりますが、それでは再チャレンジが難しくなってしまいます。経営者の個人破産をできるだけ回避して再チャレンジできる社会づくりは非常に大事だと考えています。そこで、廃業型の私的整理手続を活用することで、社会的信用を大きく損なうことなく、円滑に廃業できるという仕組みとして、「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」を2022年3月に公表しました。会社が廃業しても個人破産を回避できるというメッセージを社会に広く発信することで、再チャレンジを促していきたいと思っており、この場面においても弁護士の皆様の現場での支援が重要であることから、引き続きご協力をお願いしたいと考えています。

特に地方においては事業再生を扱う弁護士の数が少ないと聞いており、事業再生の前線で活躍される弁護士の方々にもスポットライトを当てていただいて、情報発信も含めて、ご協力をい

ただけるとありがたく思います。

**小林** 事業再生の局面においては権利義務の調整になるので、弁護士との関与が必要です。中小企業活性化協議会による私的整理などの私的整理手続は、非公表であり、商取引債権も保護するので、事業価値を維持したまま再生することが可能です。ぜひ、ここは弁護士を活用していただきたいと思います。

また、経営者の個人保証の問題が早期の事業再生のボトルネックになってしまうことがあります。「経営者保証に関するガイドライン」を活用すれば個人破産を回避しながら保証債務の整理ができます。非公表であり、社会的な信用も維持されるので、積極的な活用が望まれるでしょう。

**角野** 経営者保証については、再チャレンジ可能な社会を目指すため、経営者保証による融資という慣行をできるだけ社会からなくしていくことが大事だと考えています。そこで、今、力をいれているのが、新しく事業を開始する、あるいは事業承継される方が、リスクをとってチャレンジできるようにするための施策であり、今回、政府の取りまとめた「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」には「創業時に信用保証を受ける場合には、経営者による個人保証を不要にする等、個人保証の在り方について見直す」旨を明記しています。こういった施策を一步一步進めることで、個人保証をとることは当然という現在の融資慣行を変えていきたいと考え

ています。

**小林** 先ほど、再チャレンジをとということを経営者がおっしゃいましたが、持続可能な経営環境をつくることは経営の人的資源を生かすという意味でもとても大事なことだと思います。

**角野** 全くおっしゃるとおりであり、これからの日本が持続可能な社会になっていくには、経営者の方が挑戦するということが大事であり、それに向けて取り組んでいきたいと思っています。

## ———中小企業庁のめざす伴走支援と、弁護士に期待されること

**小林** 日弁連は、今年9月に愛知大学で弁護士業務改革シンポジウムを開催する予定をしておられ、そこでは、従来の顧問弁護士のような困ったときの相談ではなくて、弁護士が積極的に経営支援をしていくという意味で、顧問弁護士の新たな役割を追求していきたいと考えています。これは長官がおっしゃられた伴走支援にもマッチするかと考えており、伴走支援の拡充に向けて我々も積極的に取り組んでいきたいと考えています。そこで、中小企業庁で行われている伴走支援の中身について紹介していただけますか。

**角野** 環境変化が激しい時代においては企業の自己変革力が問われますが、経営者が単独で自己変革するのは至難の業です。そこに第三者がかかわる意義があると思っています。私どもが打ち出している経営力再構築伴走支援モデルには大きく2つの特徴があります。

1つ目の特徴は課題設定力であり、支援者は課題設定のところから伴走して支援します。これは、行政の反省でもありますが、これまでは、「補助金がほしい」とか「海外に販路を開拓したい」といった課題を抱える事業者に対し、課題に応じた課題「解決」のための支援策を提供してきましたが、そもそもの課題「設定」の方向性が適切でない場合もあり得ます。現在のような不確





実性の時代には、「経営力そのもの」が問われるため、そもそも経営者にとっての本質的な課題は何なのかというところに向き合って、方向づけをしてもらうということがとても重要であり、課題「設定」の段階から伴走して支援することが重要ではないかと考えています。

2つめの特徴が「対話と傾聴」です。これも我々の反省ですが、経営者に対する支援というと、支援者が知見に乏しい経営者に教育しようとする、ややもすると上から目線での支援といった印象を与えてしまうこともあったかもしれません。そうではなく、経営者と支援者が信頼関係をベースとして対等なパートナーとして対話をしていくことが大事です。「対話と傾聴」を通じて経営者自身が「何が本質的な問題か」について気づきを得て、納得して、初めて内発的動機が生まれます。その結果、自己変革をし、社員を説得しながら会社一丸となってあるべき方向へ進んでいくという力が発揮されると考えています。そういう意味での伴走支援モデルを関係機関と連携して全国展開し、中小企業の自己変革力を高め、取組を進めて行きたいと考えています。

**小林** 伴走支援、これは角野長官肝入りの取組だと受け止めています。ぜひ、日弁連も協力させていただければと思います。

## ——スタートアップの段階から弁護士に相談を

**小林** 岸田政権の新しい資本主義の中でも人の支援とともにスタートアップ企業に対する支援についても大きな柱になっています。日本の経済成長を支える大きな原動力になることでもあり、これについて中小企業庁の取組もお聞かせください。

**角野** スタートアップ企業の大きな問題となっているのが、一つは知的財産の関係です。例えば中小企業が商品開発をしたり新しい技術を開発したりして収益をあげていこうとするときに、その企業の知的財産が取引先の大企業に奪われてしまうとか、たとえば共同研究といいながらも、よくみると知的財産が全部、相手方に帰属するといった不平等な内容であるということがあります。しかも中小企業の経営者の方が、問題のある契約だということに気づかないケースも多いという点も問題です。こういったスタートアップ・中小企業と大企業とのオープンイノベーションにおいて、技術が奪われないよう適切に権利を保護していくことが求められています。中小企業庁には、弱い立場の下請け中小企業を守る下請けGメンと呼ばれる職員が250人いるのですが、今般、中小企業の知的財産の保護の観点から、知財Gメンという制度を今回発足させました。知的財産というのはかなり専門的な知識が必要とされるため、特許庁の応援も借りて対応チームで取り組んでいます。さらに、専門的な知識が必要であるため、「知財アドバイザーボード」をあわせて設置し、このアドバイザーボードの委員長も弁護士の方に務めていただいています。このように、スタートアップを始め中小企業の知財の権利を守るという観点からも、今後ますます弁護士の役割が重要になってくるため、こういった面でもぜひ連携を深めさせていただければと考えています。

**小林** 特に下請けの場面では中小企業は弱い立場になっていますので、中小企業が持っている

特許を含めた知的財産を守っていくことは大事だと思えます。私自身も中小企業の経営者の方からご相談をいただき、契約書の見直しなどアドバイスをした経験があります。

日弁連では各地の弁護士会と協力して中小企業経営者向けの法律相談窓口「ひまわりほっとダイヤル」を開設して日々ご相談を受けています。スタートアップに関する法的な悩みについても相談いただけますので、ぜひご利用いただきたいです。



**———あらためて弁護士との連携の重要性を実感。様々な場面で中小企業にとって弁護士の役割は大きい。**

**小林** 多くの中小企業に税理士や公認会計士が関わっておられますが、顧問弁護士がいたり、法的課題を弁護士に相談したことがある中小企業はまだまだ少ないです。本日長官とお話しをさせていただき、弁護士が中小企業のお力になれる分野は非常に大きいと改めて感じました。日弁連は一層取組を強化していくので、中小企業庁との連携もさらに強化していきたいと思えます。本日は本当にありがとうございました。

**角野** あらためて弁護士の先生方との連携の重要性をかみしめているところです。会長がおっしゃるような様々な場面で中小企業にとって弁護士の先生方の役割はますます大きくなっていくと考えております。ぜひ日弁連との連携をさらに強化していければと思っていますので、引き続きよろしくお願ひします。本日はありがとうございました。